

- 1 **くがにくとぅば[黄金言葉] vol.181**
「空港から、リゾート、はじまる。」
下地島エアポートマネジメント株式会社 代表取締役社長 伴野 賢太郎
- 6 **地域リレーションシップ情報 175**
沖縄総合事務局経済産業部の最近の取組について
SDGsシンポジウム「沖縄の未来×SDGs
～沖縄の持続的発展に向けて～」の開催
- 8 **けいざい風水**
- 10 **県内景況・確報**
2019年1月の県内景況
- 18 **国内景気動向**
- 20 **沖縄マーケティング情報**
 - ①沖縄県内の事業所数・従業者数・人口・世帯数
 - ②世界の中の沖縄(年次)
 - ③グラフでみる沖縄経済
 - ④数値でみる沖縄県・全国の経済動向(月次)
- 40 **経済社会のできごと** (沖縄、国内・海外)
2019年2月



表紙写真/デイゴ

「空港から、リゾート、はじまる。」

 下地島エアポートマネジメント株式会社

代表取締役社長 伴野 賢太郎



今回は、2019年3月30日、下地島空港に新しい旅客ターミナル施設「みやこ下地島空港ターミナル」を開業する、下地島エアポートマネジメント株式会社の伴野賢太郎代表取締役社長に、新ターミナルの特徴や魅力、エアラインの誘致方針などについてお話を伺って参りました。

「みやこ下地島空港ターミナル」が開業

2019年3月30日、下地島空港に新しい旅客ターミナル施設「みやこ下地島空港ターミナル」が開業します。

開業に伴い、国内最大級のネットワークを誇るLCC、ジェットスター・ジャパンの東京（成田）からの定期便就航（3月30日より就航、最大1日1往復）と、大阪（関西）からの定期便就航（7月3日より就航、最大1日1往復）が決定しました。



▲ジェットスター・ジャパン エアバス A320 型機

また、香港を拠点とする航空会社である香港エクスプレスが香港—下地島を結ぶ下地島空港初の国際定期便就航（7月より週3往復）を決定しました。国内屈指のリゾート地として人気の高い宮古島に、国際線機能を整備することで、国際的なリゾート地への更なる成長に貢献します。

新しく開業する旅客ターミナル施設は、そのコンセプト「空港から、リゾート、はじまる。」にふさわしく、空港に到着した瞬間にリゾート体験のはじまりを感じていただき、豊かな緑や

自然の光、自然の風を取り込む等、溢れるリゾート感を体験してもらえるよう設計しました。国際線を受け入れる専用施設を設け、利用者のスムーズな入国・出国動線を確保しています。



▲旅客ターミナル施設 外観

25年ぶりの定期便復活

下地島空港は、1979年に供用を開始し、1980年からは3,000mの滑走路を利用した大手航空会社によるパイロットの本格的な訓練が行われていました。また、同年から定期便（YS-11型機）が就航しました。しかし、利用客が少ないことから1994年に定期便は運休、パイロット訓練事業もその後大幅に縮小されました。

そこで沖縄県は、遊休化する空港の利活用を通じた地域振興を図るために、民間事業者を対象に事業提案募集を行い、弊社の親会社である三菱地所株式会社の事業提案が採択され、2017年3月に沖縄県と基本協定を締結しました。

2017年10月に下地島空港旅客ターミナル施設

の新築工事に着工、2018年1月に弊社「下地島エアポートマネジメント株式会社」が設立され、同年7月に株式会社國場組と双日株式会社が株式一部譲渡によって出資し、3社の共同出資のもと下地島空港旅客ターミナル運営事業を行う運びとなりました。25年ぶりの定期便復活となります。

三菱地所が、下地島空港において、国際・国内線旅客の取り扱いを行うターミナルなどの整備を行い、下地島エアポートマネジメントは、その旅客ターミナル施設の運営を行います。



▲国内線搭乗待合室



▲出発ラウンジ・テラス

宮古空港と共存共栄を目指す

当初、三菱地所はプライベートジェットやビジネスジェットの受け入れに限りなく傾注したご提案を沖縄県にさせていただいていました。しかし、宮古空港の状況を見させてもらいますと非常に高い稼働率であり、また、宮古島市が市の発展のために「観光」をひとつのキーワードにあげられている状況の中で、通常の旅客事業も成立するのではないかという流れになりました。

宮古空港は島の方々の生活の足であり宮古圏

域の第1空港として、一方、下地島空港はLCCエアラインを中心とした既定路線以外の新規国内線の受入と、宮古圏域の空港では初めてとなる国際線を受け入れることで、宮古空港と役割を分担し、共存共栄を目指していくことになりました。

国際線を受け入れるということは、C I Q (Customs：税関、Immigration：出入国管理、Quarantine：検疫所)機能を整えることであり、当初から提案している、国内より海外の方が多いビジネスジェットやプライベートジェットを受け入れる体制も構築できます。



▲国際・国内線共用待合室

大きなハブ空港と繋がる意味

現在、国内（首都圏、中部、関西、九州）、近距離アジア（香港、台湾、上海、ソウル）を中心に複数社に対して誘致セールス活動を行っています。

宮古島への飛行時間は、香港が約2時間で大阪より近く、台北が那覇と同等、上海は福岡と変わりません。また、東京と比べるとソウルも上海も香港もすべて近く、加えて、これらの空港は全てアジアを代表する大きなハブ空港です。つまり、乗り継ぎで、ヨーロッパ等のアジア以外の地域からも来やすくなります。

ジェットスター・ジャパンの成田、関西空港からの定期便就航はとても意義があります。例えば成田空港では第三ターミナルを使っており、そこでは国内線も国際線も共に受け入れられています。ということは、乗り継いで直ぐに宮古島に行けるということで、そのような乗り継ぎの選択肢が多い空港との路線を増やしていくことにより、日本からだけでなく、乗り継ぎを利

用して訪れる海外からの観光客も多くお招きしたいと思っています。

観光を考えると、近いアジアの中で大きなハブ空港と呼ばれている空港と繋がれば、じわじわと効果が出てくると思います。

国際線就航で“フライ&クルーズ”が可能

平良港は、昨年、年間143回のクルーズ船寄港があり、全国5位のランキングでした。2020年には新バースが完成予定であり、14万トンクラス迄のクルーズ船が接岸できるようになります。現時点では、クルーズ船観光客は着いたその日に出発するため、ホテルなどにはお金が落ちません。

しかし、下地島空港に国際線が飛ぶようになると、“フライ&クルーズ”が可能になり、行きは船で来て、宮古島に泊まり、帰りは飛行機でという、同じ旅行日数で、宮古島に滞在できるようになります。

まだ具体的なプログラムはありませんが、勉強してアクションを起こしていきたいと思っています。

ベンチマークに「サムイ島」

ベンチマークにしている一つにタイのサムイ島があります。サムイ島は首都バンコクから約700km離れたところにあります。面積、人口、入域観光客数もあまり宮古島と変わりませんが、サムイ島のほうがホテル数は顕著に多いのです。それは滞在日数が長いことと、“フライ&クルーズ”が浸透しているからです。

サムイ空港は決して国際線が多く就航している空港ではありませんが、それにも関わらず一番訪れている外国人観光客はドイツ人です。なぜかという、首都バンコクも大規模な空港であり、ヨーロッパからの航空便が就航しているからです。また、サムイ島は富裕層も観光のターゲットとしている島であり、プライベートジェットが年間約350機（2015年実績）も飛来しています。

この点も好例と考え、参考にしていきたいと思っています。

また、サムイ島のアクティビティはダイビングとビーチとゴルフであり、宮古島と共通点が多くあります。宮古島にもリゾート感を満喫できる大きなゴルフ場が3つもありこの点も観光客にとっては大きな魅力です。

スクラムを組む

宮古圏域の第2の玄関口ができることにより、観光客の増加、新たな客層の開拓が期待できます。但し、空港自体は通過点であることから、最終目的地であるホテルなどの観光施設が整えられることが重要であり、同時に、増加する旅客数を受け入れる宮古島の観光体制やインフラ整備等も肝要であると考えます。従いまして、沖縄県や宮古島市、また、観光協会や地元にある企業ともしっかり連携していきたいと考えています。

沖縄県や宮古島市、地元の皆様からいただくご支援やご協力は大きく、本当に有難く思っています。

ターミナルビルが完成した時点がスタートとなります。ラグビーでいうとスクラムを組んでやらないと、弊社だけでは決してできることではありません。是非、一緒にチャレンジさせていただければと思います。



▲CLTの活用

板の方向が層ごとに直交するように重ねて接着した大判のパネル「CLT」を、空港ターミナルとして全国で初めて、屋根の構造材に採用しました。

CLTの利用は、沖縄県が定める地域材（沖縄県内で流通する県産又は九州産材等）を使用して、地域の森林・林業再生へ貢献します。

けいざい風水

改正事業承継税制

会社発展の好機と捉えて

2018年度税制改正において、中小企業者である会社を対象に事業承継時、後継者が受け継いだ株式についての贈与税・相続税を猶予し、免除までも可能となるよう「事業承継税制」が大きく改正されました。

経営者が保有する自社株式の評価額が高額になり、後継者へ渡すに渡せない状況を解決するために改正されました。今回の税制改正では18年1月から27年12月までの10年の間に、後継者が贈与または相続により受け継いだ株式に係る贈与税・相続税について適用され、「贈与税・相続税の全額猶予・免除」「対象株式の上限撤廃」「先代経営者を含む複数承継者」「雇用維持要件の緩和」等の特例措置が設けられ、要件が緩和されました。

この特例措置を受けるにはさまざまな要件がありますが、ポイントを挙げると「原則として後継者に株式を3分の2以上保有させること（贈与税の場合）」「先代経営者は代表者を降りること」「後継者を代表とすること」の3点が挙げられます。10年以内の相続は計画できるものではないため、経営者が元気なうちに経営の完全なバトンタッチができるのかどうか問われています。

長年、経営を続けてきた経営者にとって、事業を引き継ぐことに寂しさや後継者（候補）に対して不安を抱く方も多いかと思われます。しかし、企業の存続と発展、従業員の雇用のためには、いずれ誰かに事業を引き継がなければなりません。今回の事業承継税制の改正を自社の発展の好機と捉えて、後継者（候補）と事業承継について話をしてみたいかがでしょうか？

（沖縄銀行 法人事業部地域活性化グループ

M&Aシニアエキスパート 糸村 昌史）

	特例措置(今回改正)	一般措置(これまで)
事前の計画策定等	5年以内の特例承継計画の提出 (2018年4月1日～23年3月31日)	不要
適用期限	10年以内の贈与・相続等 (2018年1月1日～27年12月31日)	なし
対象株式	全株式(上限撤廃)	発行済議決権株式の2/3
課税割合	贈与税	100%(全額猶予)
	相続税	100%(全額猶予・免除)
承継パターン	複数の株主から最大3人の後継者	複数の株主から1人の後継者
雇用要件	雇用要件を取消事由から除外	承継後、5年間平均8割の雇用維持

(2018年9月23日掲載)

家族信託の活用

資産承継の争い回避

「家族信託」という言葉をご存知でしょうか。家族信託は、生前の財産管理から相続後の資産承継・財産管理までできる財産管理の一手法で、資産を有している人が特定の目的に従って、信頼できる家族にその資産を託し、管理や処分を任せる仕組みのことです。

家族信託期間内であれば、委託者の意向により受益者を一次だけでなく二次相続以降まで定めることができるほか、資産として賃貸物件を有している場合は、受益者は家賃収入などを受け取ることができます。

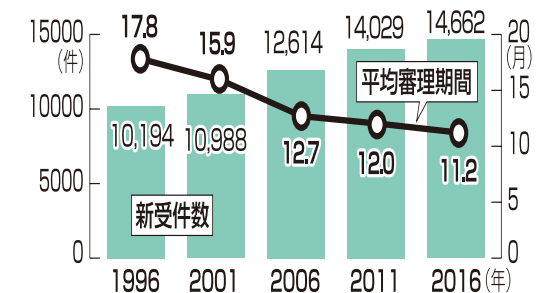
遺言は、一次相続のみに対して効力があるのに対して、家族信託は家族信託期間内であれば、二次相続以降に対しても効力があります。

遺言は、遺言者の死亡後に相続人へ開示されることから、相続人の争い（裁判所への遺産分割事件）に発展してしまうケースもあります。裁判所の報告書によると、遺産分割事件の新受件数（審判＋調停）は高齢化の影響などから、長期的にみると増加傾向にあり、2016年は1万4,662件となっています。1996年の1万1,944件と比較すると、20年間でその件数は約1.4倍以上にも増加しています。

元気なうちに、相続人と話し合いを行って、相続人の争いを避ける方法となり得るのが「家族信託」であり、選択肢の一つとして、資産承継対策について家族や家族信託専門家と話し合いをされてみてはいかがでしょうか。元気なうちに話し合いを十分に行い、家族信託を活用することにより「相続」が「争続」にならずに円満解決ができる可能性もあるかと思えます。

（沖縄銀行 融資統括部調査役 宮島 康）

遺産分割事件の新受件数および平均審理期間の推移



新受件数は審判と調停を個別に見た数値。平均審理期間は審判・調停の両手続を控えた事件も1件とする。出所：裁判所「裁判の迅速化に係る検証に関する報告書(第7回)」

(2018年9月30日掲載)

県内外国人労働者の動向 雇用環境変化も注目

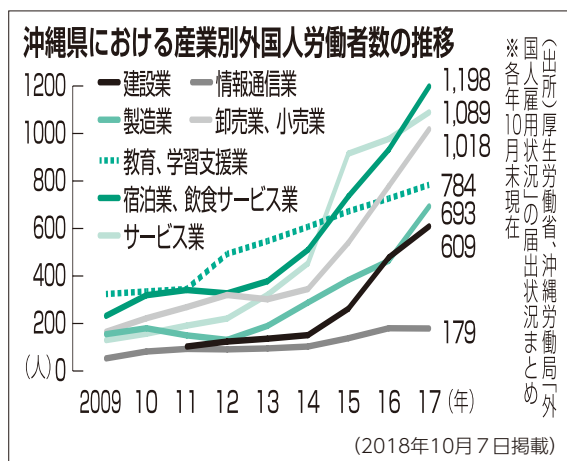
沖縄労働局の公表資料によると、県内の「外国人労働者」は多くの業種で年々増加傾向にあり、2017年10月末現在の外国人労働者は7,310人と、前年（5,971人）よりも約22.4%増加しています。

産業別の推移をみると、最も外国人労働者数が多い業種は「宿泊業、飲食サービス業」の1,198人となっており、次いでビルメンテナンス業等を含む「サービス業（他に分類されないもの）」1,089人、さらに「卸売業、小売業」1,018人が続いています。また外国人労働者の国籍については、業種によってその構成比は違っており、「製造業」や「卸売業、小売業」、「宿泊業、飲食サービス業」などではネパールが最も多くなっていますが、「建設業」ではベトナムが最も多く、一方、「情報通信業」では中国が最も多いという状況になっています。

本県において外国人労働者が増加している背景として、「雇用情勢の改善（人手不足等）」や「外国人観光客増加に伴う多言語対応ニーズ」「外国人留学生の受け入れ増加」などが挙げられ、本県の置かれている環境によって雇用の動向も変化していることが推測されます。

全国的にも年々、外国人労働者が増加している中で、今年6月に閣議決定された「経済財政運営と改革の基本方針2018」では、「一定の専門性・技術を有する外国人材を受け入れる新たな在留資格の創設」などが盛り込まれました。今後、全国並びに県内の雇用環境がどのように変化していくのかが注目されます。

（おきぎん経済研究所 研究員 喜瀬 真人）



インバウンドが沖縄に求めるもの 高品質の日本製に期待

沖縄県が発表している2018年8月の沖縄県の入域観光客数は、単月では昨年に引き続き100万人台を記録し、過去最高を更新しました。うち外国人観光客数は、台風の影響が懸念されたものの、夏休みシーズンによる旅行需要の高まりや、航空路線の拡充等により前年同月を約2万4千人上回る30万人、4～8月累計実績では前年同期比で約19万5千人上回る145万9千人と好調に推移しています。

沖縄県が毎年報告している「外国人観光客実態調査」の調査結果では、沖縄でインバウンド（外国人観光客）が買い物をした商業施設は、交通手段別に、空路では8割以上がコンビニエンスストア、そしてスーパーマーケット、ドラッグストアと続き、海路（那覇港）では6割以上がドラッグストア、そしてスーパーマーケット、コンビニエンスストアと続いています。空路、海路とも「菓子類」「医薬品・健康グッズ」「化粧品・香水」の購入率が高いということでした。

この調査結果から察すると、沖縄を訪れる外国人観光客の大半を占めるアジアからのインバウンドのショッピングに関しては、沖縄に「日本」を求めている傾向が感じ取れます。

このことから、沖縄を訪れば、日本中のおいしいお菓子や食品、クオリティーの高い日本製品が買える、また、日本中からそうした商品が沖縄に集まる「ビジネスモデル」の拡大が期待されます。また、県産品のインバウンド向け商品開発やさらなる品質向上に取り組むことで、需要拡大のチャンスにつながるのではないのでしょうか。

（おきぎん経済研究所 企画・総務部長 中江 正一郎）

